

< 一般委託 >

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析(作業環境測定)業務委託仕様書

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析(作業環境測定)業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀ごみ処理施設内のダイオキシン類に係る作業環境の測定分析を行い、その結果を報告するものである。
2	履行期間	契約の日から令和5年3月31日
3	施行場所	横須賀市長坂5丁目1番1号 横須賀ごみ処理施設
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	労働安全衛生法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)計量法第121条の2の規定に基づく認定特定計量証明事業者(大気中のダイオキシン類) (2)同法第107条の登録事業者(規則別表第4:6濃度及び6の2特定濃度)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	本件は業務完了後受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	環境部広域処理センター 大家 046-854-4153

< 指示又は希望事項 >

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	--

横須賀ごみ処理施設ダイオキシン類分析（作業環境測定）業務委託仕様書

1 目的

横須賀ごみ処理施設内の作業場所において、ダイオキシン類に係わる作業環境の評価を行うことを目的とする。

2 履行期間

契約の日から令和5年3月31日

3 委託内容

1) 測定場所

1回あたりの測定場所は、横須賀ごみ処理施設の焼却施設内の3か所とする。
なお、測定場所は、そのつど環境部所管事業場職員安全衛生委員会で選定した場所について、測定日の一月前までに委託者から受託者に連絡するものとする。

2) 測定回数及び実施予定時期

測定回数：2回

実施予定時期：前期 令和4年8月、後期 令和5年2月

3) 試料採取及び測定方法

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年1月 厚生労働省通知基発0110第1号の別添）

4) 分析対象物質

各種測定（併行測定、A測定、B測定）の分析対象物質は、検体ごとに下表に示す項目とする。

併行測定		A測定		B測定	
測定数	分析項目	測定数	分析項目	測定数	分析項目
1	ダイオキシン類（ガス状） ダイオキシン類（粒子状） 粉じん	6	粉じん	1	粉じん

*年間延べ検体数：ダイオキシン類（ガス状）6検体
：ダイオキシン類（粒子状）6検体
：粉じん 48検体

5) 事前調査

受託者は、作業環境測定等のデザイン・サンプリング（案）について、測定日の7日前までに委託者に提出し承認を受けるものとする。

4 報告書の提出

受託者は、以下により報告書を取りまとめ、市長あて提出するものとする。

- ア 仕様 A 4判 簡易製本
- イ 記載内容 目的 測定年月日 測定場所 測定場所選定理由
測定方法 測定結果 評価と考察 測定結果に対する作業環境測定士の所見 用語説明 保護具の区分、種類 添付資料(現場測定写真集、作業環境測定結果証明書、ダイオキシン類濃度試験結果報告書、精度管理報告書)
- ウ 提出部数 前期分3部 (正)1部、(副)2部
前期分+後期分3部 (正)1部、(副)2部
- エ 提出期限 前期分は令和4年9月末
前期分+後期分は令和5年3月末

5 データの保管

受託者は、本委託に関する各種データ(チャート類を含む)を、5年間保存すること。

6 環境への配慮及び安全の確保

業務に伴って発生する廃棄物が環境に及ぼす影響について十分認識し、その善後策を図るとともに環境関連法規を遵守し環境の保全に取り組むこと。また、労働安全衛生法その他関係法令を順守し安全確保に万全を期すこと。

7 その他

1) 疑義の解決

受託者は業務の着手に先立ち、委託者と十分な協議を行うものとし、履行途上において疑義が生じた場合は、協議のうえ委託者の指示に従うこと。

2) 業務内容の変更等

委託者は必要を認めたとときには、業務内容を変更及び停止させることができる。

この変更等に係る委託料及び委託期間の変更については、別途協議のうえ決定する。

3) 成果品の検査と提出

受託者は業務の完了に際し、委託者による成果品検査を受けるものとし、検査合格後、速やかに提出すること。

なお、成果品の提出後において成果品記載内容に誤記等があった場合は、速やかに訂正し成果品を再提出すること。

8 本仕様書の問合せ先

環境部 広域処理センター 担当 大家 TEL 046-854-4153